

千葉家庭裁判所委員会 議事概要

1 日 時 平成18年12月5日(金) 14:00~16:00

2 場 所 千葉家庭裁判所大会議室

3 出席者

(委員) 今泉由弘, 遠藤雅敏, 久保形法子, 小林和明, 染谷俣子,
中原美恵, 羽間京子, 増田暢也, 星野雅紀, 山田由紀子
(五十音順, 敬称略)

(説明者) 塩田直也, 松本秀敏, 山田 稔, 阿蘇谷顕子

4 テーマ

中学生等低年齢少年による非行

5 議事

(1) 千葉家庭裁判所長あいさつ

委員会開催に当たり, 星野雅紀千葉家庭裁判所長からあいさつが
された。

(2) 交代委員の紹介

前回委員会から本委員会までの間に交代があった委員について,
柴野正博事務局長から紹介された。

(3) テーマ「中学生等低年齢少年による非行」について

ア 千葉家庭裁判所における平成17年度の少年事件の概況につい
て, 松本秀敏少年首席書記官から次のとおり説明があった。

(ア) 少年保護事件新受人員の推移

千葉家庭裁判所管内に送致のあった少年事件の新受人員の推移は、平成14年の3,141人を境に減少傾向となっている。その推移は全国の少年事件と類似の傾向を示しているが、平成14年の新受人員の指数を100とすると、平成17年の全国の指数は83.58であるのに対し、千葉管内は83.92と若干高くなっている。

(イ) 少年事件に占める低年齢少年事件の割合

全国の少年事件に占める触法及び年少少年事件の割合は、平成13年40.61%、同14年39.14%、同15年37.60%、同16年38.71%、同17年39.58%で、5年間の平均は39.13%となっている。これに対し、千葉家庭裁判所管内の少年事件に占める触法及び年少少年事件の割合は、平成13年38.74%、同14年38.30%、同15年37.08%、同16年38.54%、同17年39.15%で、5年間の平均では38.36%となっており、全国より若干低くなっている。

なお、県内中学生生徒数に対する触法・年少少年非行の割合は、平成13年0.6048%、同14年0.6994%、同15年0.6854%、同16年0.6843%、同17年0.6379%となっており、平成14年以降高い水準で推移している。

イ 中学校等低年齢少年による非行に対する千葉家裁の取組について

て，山田稔総括主任家庭裁判所調査官及び阿蘇谷顕子家庭裁判所調査官から，次のとおり説明があった。

(ア) 低年齢少年非行の特徴

非行時の年齢が低いほど，虐待，過干渉，無関心等，家庭の問題が複雑で重大なケースや，発達障害，心身の障害等，少年の問題も重篤で困難なケースが多く，また，低年齢ゆえに，言語によるコミュニケーションが図れず，非行理解や処遇選択が困難であるという特徴がある。さらに，そのような少年による重大事件ほど，少年や家庭が，学校や地域社会とのつながりを失っているケースが多い。

そのような少年の家庭の問題としては，ア．暴力が日常的に存在し，両親が不和で不安定，イ．放任傾向が強く，子どもへの関わりが薄い，ウ．親の精神的な問題が大きく，子育てどころではないなど，問題が顕在化している家庭がある一方で，表面的には問題のない家庭であっても，情緒的な交流の乏しさや子どもに対する過剰な期待などの問題が見られる。

また，少年自身の問題としては，衝動傾向の高さ，ものの見方・考え方の歪み，自尊心の傷つきやすさ，対人関係能力の未熟さ，発達障害・軽度知的障害などの問題が見られ，これらの問題に対しては児童相談所や医療機関との連携が不可欠である。

さらに，少年を取り巻く環境の問題としては，学校生活や教師・友達との関係の問題があり，ここでは学校との連携が不可

欠であるとともに、また、社会におけるコミュニティとの関わりなどの問題においては、地域との連携が不可欠となる。

少年の更生・健全育成のためには、少年事件のこのような特徴を踏まえたアプローチを行うことが必要であり、特に、家庭裁判所を含め、児童相談所や学校などの関係機関、地域社会、ボランティア団体等を通じ、少年に「関わりのシャワー」を浴びせることが重要である。

(イ) 千葉家庭裁判所の取組

以上を踏まえ、家庭裁判所では、低年齢少年を視野に入れた取組として、次のようなものを行っている。

言語によるコミュニケーションが図れない少年に対する調査については、箱庭療法（少年に砂箱と玩具などで気持ちを表現させる方法）やパペット面接（家庭裁判所調査官と少年がともに動物等のぬいぐるみや指人形を使ってコミュニケーションを図る方法）を行っている。

千葉家庭裁判所が、少年への教育的な働きかけとして、力を入れている取組としては、NPO法人等の協力も得て行っている街頭清掃活動、里山整備活動（自然公園の下草刈りを行うボランティア活動）、フラワーオペレーション（社会福祉施設に寄贈するための花の苗を育てるボランティア活動）がある。少年にこれら労働を体験させることによって少年の更生・健全育成を図るとともに、親子でそれを行うことにより、

家族の再生を図ることに努めている。

(ウ) 事例の紹介

千葉家庭裁判所の以上の取組をさらに理解していただくために、一つの具体的事例を紹介する。

14歳のA少年が、ぐ犯により千葉家庭裁判所に送致されたが、当初、通常の会話で気持ちを引き出すことが困難であった。そこで、パペット面接を実施したところ、次第に少年の緊張感がほぐれ、通常の会話ができるようになった。また、少年に対し、社会にかけた迷惑を返していこうとの動機付けを行うため、街頭清掃活動（少年の母親も参加）に参加させた。同時に、少年の保護者に対しては、千葉家庭裁判所が定期的を実施している保護者会（保護者を集め、互いの経験や苦勞を話し合ってもらうことによって、子どもに向き合う自信を回復してもらう目的で実施しているもの）に参加してもらった。これら関わりのシャワーの中で家族と少年の関係は回復していくとともに、少年自身も大きく変わっていった。

エ 協議（ 委員長， 委員， 説明者）

委員

少年の年齢によって、処分などの矯正力にはどの程度の違いがあるのか。

説明者

まず、刑法上は14歳に満たない少年については犯罪は認めら

れない。そのような少年は触法少年と呼ばれ、福祉的な措置を行う児童相談所が主役となるが、児童相談所で、家裁に行った方がよい、ということになれば家裁に送致されることになる。今回のテーマである「低年齢少年」とは、家裁が直接受け付ける14歳から16歳程度の少年を念頭に置いている。その場合、児童自立支援施設に入れて立ち直ってもらうことになるが、16歳までであれば、初等少年院で中学校の授業も行われ、卒業もする。16歳まで行けば検察官送致される場合もあるが、他に、保護観察という社会内での処遇もある。今回取り上げたA少年は、試験観察の間に関わりのシャワーを浴びて、保護的措置を受けて最終的に不処分となった少年である。

委員

14歳に満たない子どもについて、親が施設に入れることに反対をしたらどうなるのか。親権者が虐待しているような場合はどうなるのか。

説明者

親権がある以上、親が同意をしなければ施設に入れることも難しい。親が虐待をしているようなことがあれば、家事事件ではあるが、親権の停止や親権者変更などの手続がある。

委員

A少年の場合は試験観察の期間はどのくらいであったのか。

説明者

約3か月間である。

委員

里山整備活動やフラワーオペレーションなどは試験観察中に行うのか。

説明者

試験観察期間中の場合と、在宅事件の調査の過程で行う場合がある。保護者会は、試験観察中の少年の保護者だけを集めてクローズスタイルで行うものと、在宅事件の保護者を対象にゲストスピーカーを招いてオープンスタイルで行うものを1か月ごとに交互で行っている。

委員

A少年に対し、学校側のアクションはあったのか。

説明者

A少年は事件の前からも校内でいろいろな問題を起こしていたこともあり、A少年が事件を起こした時点で、学校側はA少年を排除こそしないものの、受け入れるには不安があるという感じであった。

委員

A少年が事件を起こす前に、A少年に対する働きかけはあったのか。

説明者

児童相談所にも相談に行ったりしていたようであるし、学校側

も問題が起きたときには継続して対応していたようである。しかし、A少年の不登校もあって、それら働きかけは効果的に機能していなかったようである。

委員

ほとんどの少年は、学校や地域に戻っていくのだと思う。本日報告された千葉家裁の取組は素晴らしく、今後も発展させてもらいたい。実際に戻るべき地域や学校から排除されてしまった少年を、どのように再びそこにつなげていくかが難しい問題である。何か効果的と思われる試みなどがあれば、教えていただきたい。

説明者

少年の非行や問題行動が多発し、地域や学校が少年を排除する場面と、観護措置を経て調査官が試験観察などで少年と関わる場面とでは、少年の表情や態度が違う。それを言葉で説明しても、学校や子どもの態度を変えることは難しいが、例えば、学校長や生徒指導の先生が街頭清掃活動をしている少年を見学した際に、これまで見たことのないような少年の顔を見ることがきっかけとなって、もう少しその少年を学校で見てみよう、とか、他の生徒も参加させよう、という話になることもある。学校や地域の人が、街頭清掃活動を行っている少年のいつもと違う顔を見ることが、一つの手がかりとなるのではないかと感じている。

委員

ここまでの活動を行っているところは、千葉家庭裁判所以外に

はないと思う。しかし、裁判所だけではなく、行政や学校の関与の在り方も考えていかなければならない。

委員

初期の段階での対応あるいは予防が重要であり、そのためには、横の連携を密に取ってやっていかなければならないと思う。団塊世代を活用する途もあると思う。

委員長

裁判所は事件の中でしか少年と関わり合えないという制約がある。そのため、事件の前後のことは分からないことが多い。裁判所での審判手続と社会との連携が必要であるが、その関わり方が難しい。何か良い方策はないか。

委員

千葉県においては、NPOの活動を熱心に推進している。県の推進課のホームページを見ると、NPOの活動の中でも、子育てに関するものが多い。県の推進課もフェスティバル的なものを開催したり、ニュースレターを発行したりと情報交換に努めている。NPO協議会も設置されているが、そこでもニュースレターを発行している。そのようなものに投稿し、千葉家庭裁判所の活動紹介や協力依頼をすれば、それに応ずる団体や施設があるのではないか。

委員

千葉家裁のホームページにも千葉家庭裁判所の保護的措置の取

組を載せていけば，そこにアクセスするボランティア団体が関心を持って，千葉家裁に協力を申し出るところもあるのではないか。もっと千葉家庭裁判所の保護的措置の取組を積極的に広報してはどうか。

委員長

御提言は検討させていただきたい。去年は，千葉家庭裁判所の新たな保護的措置の試みとして，街頭清掃活動や保護者会を紹介させていただいたが，今ではそれも定着し，さらに，里山整備活動やフラワーオペレーションも加わった。それぞれの少年に合った保護的措置の選択枝を広げるということは大切なことであると考えている。

委員

このような動きは他の裁判所にも広がっているのか。

説明者

ボランティア活動を取り入れるのは全国的な動きであり，他庁でも独自に取り組んでいる。千葉家裁のフラワーオペレーションの取組を視察に来た庁もある。ネックは信頼できるNPOがあるかどうかである。また，費用対効果の問題もあり，1，2回は行うことができるが，それを続けていくことは難しい。千葉家庭裁判所の場合は，信頼できるNPOなどとタイアップできたことで活動の広がりを見せることができた。

委員長

単発的な活動は全国にもあるが、定期的に、かつ、継続して行っている庁は全国でも千葉家庭裁判所だけである。他の庁や大学も視察に来るなど、千葉家庭裁判所の取組はモデルケースであると思う。さらに定着させることが重要である。しかし、審判後のアフターケアや再非行の問題もある。これら保護的措置がどれほど効果的に機能しているのかを検証することが必要である。

委員

再非行への効果の検証は必要であると思われるが、目に見える形で検証できるのか。

説明者

再非行した少年がボランティア活動に参加していたかどうかは分かる。確かに、ここ数年の間には、活動に参加しながら、再非行で送致されてきた少年もいる。しかし、過去に参加した際の感想文などを見ると、主体的に参加した子どもと、ただ言われるままに参加した子どもとの違いはある。もう少し続けていかないと分からないが、基本的には、良い体験をしたと感じられる親子には良い効果があるというのが実感である。しかし、後に違う集団に取り込まれてしまったり、家庭が崩壊したりなど、新たな非行のきっかけが生じた場合もあるので、再非行があったから直ちに効果がなかったと即断することもできない。

委員

少年の生育環境をどう調整していくか。調整がうまくいったと

きには再非行防止の成果があろうが、十分にそれを行っていかれるかどうかは問題である。そのためには、今のボランティア活動に家族を巻き込んでいく、あるいは、子どもを支えていく学校や地域を巻き込んでいくという視点が重要であると思う。学校や家庭での失敗があるからこそ事件が起きているのであるから、それぞれの関わりを通じて見えてくるものがあると思う。子どもに関する情報の連携が重要である。また、少年が何年か経ってどうなのかと、通して見る人がいないことが問題である。まずは、親を巻き込むのが重要であり、また、少年を縦で通して見れる人をどのように作っていくのが重要である。

委員

事件を起こしてしまった少年が学校を卒業した後に、社会とどう関わっていくのが問題である。少年によって傾向というものはあるのか。

説明者

少年によって様々であるが、初発非行の早い少年は、早期にほどの手当をしないと、再非行に走ったり、家庭からも離反してしまうことがある。

委員

初発非行が早い方が、むしろ立ち直りが早いのではないか。

説明者

それは手当がきちんとできた場合である。A少年の場合は、家

族の協力も得られ、関係機関とのネットワークも有効にできたが、すべての少年がそうではない。非行の原因が家庭の崩壊や貧困にあるときには困難なところがある。

委員

誰もが望むことは、少年が社会に戻り、職業訓練を受けて、自立することである。

説明者

家庭裁判所の処遇の一つとして、試験観察中に少年を民間に預けて労働を体験してもらう補導委託という制度もある。家裁の手続が終了した後も、そのままそこで働いたり、そこから紹介してもらったところで働く少年もいる。年長少年は働いている子どもも多いが、審判後も親代わりとして引き取り、働かせてくれる雇用主もいる。家庭裁判所を離れると、後は民間の気持ちのある人が引き継いでいただけるかどうかにかかっているが、そこを開拓していくことも家裁の努力すべきところであると思う。

説明者

少年には不登校の子どもが多い。きちんとした教育を受けていないために、学校へ行くのも困難である少年もいる。初等少年院では字や計算もきっちりと教えるが、初等少年院に入って字が書けるようになってよかったと言う少年もいる。

委員

非行少年の数を見たとき、裁判所として対応が可能な数である

のか。

説明者

昭和59年ころの少年非行のピーク時から比べ、少年事件は減少してきている。また、反省が顕著な子どもは司法手続から早く切り離してやるのが良いという考えもあり、その上で、問題のある子どもにより多くの力をシフトしていくことが重要となる。今のところは、それでバランスが取れていると思う。

委員

少年事件の件数が減少してきているのはどのような理由からか。

説明者

子どもの人数が減少していることもあろう。ただ、その減少に見合うほど少年事件が減少している訳ではない。また、暗数まで踏まえると、必ずしも減少しているとは評価できないのではないかと疑問もある。

委員

子どもに限らず、万引きが広がっていると聞く。そのような話を聞くと、普通の子どもたちでも平気で万引きをするようになってきているのではないかと思う。

説明者

万引きされた店主をゲストスピーカーとして招き、話をしてもらおうと、親子で万引きをした事例や、歳を取ってもずっと万引きし続ける人の話も聞く。子どもたちも、それを聞くことによって、

今後，人生をどのように考えたら良いのかを考えるきっかけにな
ったりしているようである。

委員

被害者の視点も大事である。家庭裁判所も被害者の立場を考え
つつ，そのことを少年たちにも伝えているのだ，というメッセー
ジを伝えていくことが重要であると思う。

委員長

本日の御意見，御提言を参考として，今後も一層努力していく
こととしたい。

(5) 次回のテーマについて

次回は「面接交渉（離婚などによって離れて暮らす親子の交流）」
をテーマとしたい。

以 上

千葉家庭裁判所委員会 議事概要

1 日 時 平成18年12月5日(金) 14:00~16:00

2 場 所 千葉家庭裁判所大会議室

3 出席者

(委員) 今泉由弘, 遠藤雅敏, 久保形法子, 小林和明, 染谷俣子,
中原美恵, 羽間京子, 増田暢也, 星野雅紀, 山田由紀子
(五十音順, 敬称略)

(説明者) 塩田直也, 松本秀敏, 山田 稔, 阿蘇谷顕子

4 テーマ

中学生等低年齢少年による非行

5 議事

(1) 千葉家庭裁判所長あいさつ

委員会開催に当たり, 星野雅紀千葉家庭裁判所長からあいさつが
された。

(2) 交代委員の紹介

前回委員会から本委員会までの間に交代があった委員について,
柴野正博事務局長から紹介された。

(3) テーマ「中学生等低年齢少年による非行」について

ア 千葉家庭裁判所における平成17年度の少年事件の概況につい
て, 松本秀敏少年首席書記官から次のとおり説明があった。

(ア) 少年保護事件新受人員の推移

千葉家庭裁判所管内に送致のあった少年事件の新受人員の推移は、平成14年の3,141人を境に減少傾向となっている。その推移は全国の少年事件と類似の傾向を示しているが、平成14年の新受人員の指数を100とすると、平成17年の全国の指数は83.58であるのに対し、千葉管内は83.92と若干高くなっている。

(イ) 少年事件に占める低年齢少年事件の割合

全国の少年事件に占める触法及び年少少年事件の割合は、平成13年40.61%、同14年39.14%、同15年37.60%、同16年38.71%、同17年39.58%で、5年間の平均は39.13%となっている。これに対し、千葉家庭裁判所管内の少年事件に占める触法及び年少少年事件の割合は、平成13年38.74%、同14年38.30%、同15年37.08%、同16年38.54%、同17年39.15%で、5年間の平均では38.36%となっており、全国より若干低くなっている。

なお、県内中学生生徒数に対する触法・年少少年非行の割合は、平成13年0.6048%、同14年0.6994%、同15年0.6854%、同16年0.6843%、同17年0.6379%となっており、14年以降高い水準で推移している。

イ 中学校等低年齢少年による非行に対する千葉家裁の取組について、山田稔総括主任家庭裁判所調査官及び阿蘇谷顕子家庭裁判所

調査官から，次のとおり説明があった。

(ア) 低年齢少年非行の特徴

非行時の年齢が低いほど，虐待，過干渉，無関心等，家庭の問題が複雑で重大なケースや，発達障害，心身の障害等，少年の問題も重篤で困難なケースが多く，また，低年齢ゆえに，言語によるコミュニケーションが図れず，非行理解や処遇選択が困難であるという特徴がある。さらに，そのような少年による重大事件ほど，少年や家庭が，学校や地域社会とのつながりを失っているケースが多い。

そのような少年の家庭の問題としては，ア．暴力が日常的に存在し，両親が不和で不安定，イ．放任傾向が強く，子どもへの関わりが薄い，ウ．親の精神的な問題が大きく，子育てどころではないなど，問題が顕在化している家庭がある一方で，表面的には問題のない家庭であっても，情緒的な交流の乏しさや子どもに対する過剰な期待などの問題が見られる。

また，少年自身の問題としては，衝動傾向の高さ，ものの見方・考え方の歪み，自尊心の傷つきやすさ，対人関係能力の未熟さ，発達障害・軽度知的障害などの問題が見られ，これらの問題に対しては児童相談所や医療機関との連携が不可欠である。

さらに，少年を取り巻く環境の問題としては，学校生活や教師・友達との関係の問題があり，ここでは学校との連携が不可欠であるとともに，また，社会におけるコミュニティとの関わ

りなどの問題においては、地域との連携が不可欠となる。

少年の更生・健全育成のためには、少年事件のこのような特徴を踏まえたアプローチを行うことが必要であり、特に、家庭裁判所を含め、児童相談所や学校などの関係機関、地域社会、ボランティア団体等を通じ、少年に「関わりのシャワー」を浴びせることが重要である。

(イ) 千葉家庭裁判所の取組

以上を踏まえ、家庭裁判所では、低年齢少年を視野に入れた取組として、次のようなものを行っている。

言語によるコミュニケーションが図れない少年に対する調査については、箱庭療法（少年に砂箱と玩具などで気持ちを表現させる方法）やパペット面接（家庭裁判所調査官と少年がともに動物等のぬいぐるみや指人形を使ってコミュニケーションを図る方法）を行っている。

千葉家庭裁判所が、少年への教育的な働きかけとして、力を入れている取組としては、NPO法人等の協力も得て行っている街頭清掃活動、里山整備活動（自然公園の下草刈りを行うボランティア活動）、フラワーオペレーション（社会福祉施設に寄贈するための花の苗を育てるボランティア活動）がある。少年にこれら労働を体験させることによって少年の更生・健全育成を図るとともに、親子でそれを行うことにより、家族の再生を図ることに努めている。

(イ) 事例の紹介

千葉家庭裁判所の以上の取組をさらに理解していただくために、一つの具体的事例を紹介する。

14歳のA少年が、く犯により千葉家庭裁判所に送致されたが、当初、通常の会話で気持ちを引き出すことが困難であった。そこで、パペット面接を実施したところ、次第に少年の緊張感がほぐれ、通常の会話ができるようになった。また、少年に対し、社会にかけた迷惑を返していこうとの動機付けを行うため、街頭清掃活動（少年の母親も参加）に参加させた。同時に、少年の保護者に対しては、千葉家庭裁判所が定期的に行っている保護者会（保護者を集め、互いの経験や苦勞を話し合ってもらうことによって、子どもに向き合う自信を回復してもらう目的で実施しているもの）に参加してもらった。これら関わりのシャワーの中で家族と少年の関係は回復していくとともに、少年自身も大きく変わっていった。

エ 協議（ 委員長， 委員， 説明者）

委員

少年の年齢によって、処分などの矯正力にはどの程度の違いがあるのか。

説明者

まず、刑法上は14歳に満たない少年については犯罪は認められない。そのような少年は触法少年と呼ばれ、福祉的な措置を行

う児童相談所が主役となるが、児童相談所で、家裁に行った方がよい、ということになれば家裁に送致されることになる。今回のテーマである「低年齢少年」とは、家裁が直接受け付ける14歳から16歳程度の少年を念頭に置いている。その場合、児童自立支援施設に入れて立ち直ってもらうことになるが、16歳までであれば、初等少年院で中学校の授業も行われ、卒業もする。16歳まで行けば検察官送致される場合もあるが、他に、保護観察という社会内での処遇もある。今回取り上げたA少年は、試験観察の間に関わりのシャワーを浴びて、保護的措置を受けて最終的に不処分となった少年である。

委員

14歳に満たない子どもについて、親が施設に入れることに反対をしたらどうなるのか。親権者が虐待しているような場合はどうなるのか。

説明者

親権がある以上、親が同意をしなければ施設に入れることも難しい。親が虐待をしているようなことがあれば、家事事件ではあるが、親権の停止や親権者変更などの手続がある。

委員

A少年の場合は試験観察の期間はどのくらいであったのか。

説明者

約3か月である。

委員

里山整備活動やフラワーオペレーションなどは試験観察中に行うのか。

説明者

試験観察期間中の場合と，在宅事件の調査の過程で行う場合がある。保護者会は，試験観察中の少年の保護者だけを集めてクロードスタイルで行うものと，在宅事件の保護者を対象にゲストスピーカーを招いてオープンスタイルで行うものを1か月ごとに交互で行っている。

委員

A少年に対し，学校側のアクションはあったのか。

説明者

A少年は事件の前からも校内でいろいろな問題を起こしていたこともあり，A少年が事件を起こした時点で，学校側はA少年を排除こそしないものの，受け入れるには不安があるという感じであった。

委員

A少年が事件を起こす前に，A少年に対する働きかけはあったのか。

説明者

児童相談所にも相談に行ったりしていたようであるし，学校側も問題が起きたときには継続して対応していたようである。しか

し、A少年の不登校もあって、それら働きかけは効果的に機能していなかったようである。

委員

ほとんどの少年は、学校や地域に戻っていくのだと思う。本日報告された千葉家裁の取組は素晴らしく、今後も発展させてもらいたい。実際に戻るべき地域や学校から排除されてしまった少年を、どのように再びそこにつなげていくかが難しい問題である。何か効果的と思われる試みなどがあれば、教えていただきたい。

説明者

少年の非行や問題行動が多発し、地域や学校が少年を排除する場面と、観護措置を経て調査官が試験観察などで少年と関わる場面とでは、少年の表情や態度が違う。それを言葉で説明しても、学校や子どもの態度を変えることは難しいが、例えば、学校長や生徒指導の先生が街頭清掃活動をしている少年を見学した際に、これまで見たことのないような少年の顔を見ることがきっかけとなって、もう少しその少年を学校で見よう、とか、他の生徒も参加させよう、という話になることもある。学校や地域の人が、街頭清掃活動を行っている少年のいつもと違う顔を見ることが、一つの手がかりとなるのではないかと感じている。

委員

ここまでの活動を行っているところは、千葉家庭裁判所以外にはないと思う。しかし、裁判所だけでなく、行政や学校の関与

の在り方も考えていかなければならない。

委員

初期の段階での対応あるいは予防が重要であり，そのためには，横の連携を密に取ってやっていかなければならないと思う。団塊世代を活用する途もあると思う。

委員長

裁判所は事件の中でしか少年と関わり合えないという制約がある。そのため，事件の前後のことは分からないことが多い。裁判所での審判手続と社会との連携が必要であるが，その関わり方が難しい。何か良い方策はないか。

委員

千葉県においては，N P Oの活動を熱心に推進している。県の推進課のホームページを見ると，N P Oの活動の中でも，子育てに関するものが多い。県の推進課もフェスティバル的なものを開催したり，ニュースレターを発行したりと情報交換に努めている。N P O協議会も設置されているが，そこでもニュースレターを発行している。そのようなものに投稿し，千葉家庭裁判所の活動紹介や協力依頼をすれば，それに応ずる団体や施設があるのではないかと。

委員

千葉家裁のホームページにも千葉家庭裁判所の保護的措置の取組を載せていけば，そこにアクセスするボランティア団体に関心

を持って、千葉家裁に協力を申し出るところもあるのではないか。もっと千葉家庭裁判所の保護的措置の取組を積極的に広報してはどうか。

委員長

御提言は検討させていただきたい。昨年は、千葉家庭裁判所の新たな保護的措置の試みとして、街頭清掃活動や保護者会を紹介させていただいたが、今ではそれも定着し、さらに、里山整備活動やフラワーオペレーションも加わった。それぞれの少年に合った保護的措置の選択枝を広げるということは大切なことであると考えている。

委員

このような動きは他の裁判所にも広がっているのか。

説明者

ボランティア活動を取り入れるのは全国的な動きであり、他庁でも独自に取り組んでいる。千葉家裁のフラワーオペレーションの取組を視察に来た庁もある。ネックは信頼できるNPOがあるかどうかである。また、費用対効果の問題もあり、1、2回は行うことができるが、それを続けていくことは難しい。千葉家庭裁判所の場合は、信頼できるNPOなどとタイアップできたことで活動の広がりを見せることができた。

委員長

単発的な活動は全国にもあるが、定期的に、かつ、継続して行

っている庁は全国でも千葉家庭裁判所だけである。他の庁や大学も視察に来るなど、千葉家庭裁判所の取組はモデルケースであると思う。さらに定着させることが重要である。しかし、審判後のアフターケアや再非行の問題もある。これら保護的措置がどれほど効果的に機能しているのかを検証することが必要である。

委員

再非行への効果の検証は必要であると思われるが、目に見える形で検証できるのか。

説明者

再非行した少年がボランティア活動に参加していたかどうかは分かる。確かに、ここ数年の間には、活動に参加しながら、再非行で送致されてきた少年もいる。しかし、過去に参加した際の感想文などを見ると、主体的に参加した子どもと、ただ言われるままに参加した子どもとの違いはある。もう少し続けていかないと分からないが、基本的には、良い体験をしたと感じられる親子には良い効果があるというのが実感である。しかし、後に違う集団に取り込まれてしまったり、家庭が崩壊したりなど、新たな非行のきっかけが生じた場合もあるので、再非行があったから直ちに効果がなかったと即断することもできない。

委員

少年の生育環境をどう調整していくか。調整がうまくいったときには再非行防止の成果があろうが、十分にそれを行っていきける

かどうかが問題である。そのためには、今のボランティア活動に家族を巻き込んでいく、あるいは、子どもを支えていく学校や地域を巻き込んでいくという視点が重要であると思う。学校や家庭での失敗があるからこそ事件が起きているのであるから、それぞれの関わりを通じて見えてくるものがあると思う。子どもに関する情報の連携が重要である。また、少年が何年か経ってどうなのかと、通して見る人がいないことが問題である。まずは、親を巻き込むのが重要であり、また、少年を縦で通して見れる人をどのように作っていくのかが重要である。

委員

事件を起こしてしまった少年が学校を卒業した後に、社会とどう関わっていくのかが問題である。少年によって傾向というものはあるのか。

説明者

少年によって様々であるが、初発非行の早い少年は、早期によほどの手当をしないと、再非行に走ったり、家庭からも離反してしまうことがある。

委員

初発非行が早い方が、むしろ立ち直りが早いのではないか。

説明者

それは手当がきちんとできた場合である。A少年の場合は、家族の協力も得られ、関係機関とのネットワークも有効にできたが、

すべての少年がそうではない。非行の原因が家庭の崩壊や貧困にあるときには困難なところがある。

委員

誰もが望むことは、少年が社会に戻り、職業訓練を受けて、自立することである。

説明者

家庭裁判所の処遇の一つとして、試験観察中に少年を民間に預けて労働を体験してもらう補導委託という制度もある。家裁の手続が終了した後も、そのままそこで働いたり、そこから紹介してもらったところで働く少年もいる。年長少年は働いている子どもも多いが、審判後も親代わりとして引き取り、働かせてくれる雇用主もいる。家庭裁判所を離れると、後は民間の気持ちのある人が引き継いでいただけるかどうかにかかっているが、そこを開拓していくことも家裁の努力すべきところであると思う。

説明者

少年には不登校の子どもが多い。きちんとした教育を受けていないために、学校へ行くのも困難である少年もいる。初等少年院では字や計算もきっちりと教えるが、初等少年院に入って字が書けるようになってよかったと言う少年もいる。

委員

非行少年の数を見たとき、裁判所として対応が可能な数であるのか。

説明者

昭和59年ころの少年非行のピーク時から比べ、少年事件は減少してきている。また、反省が顕著な子どもは司法手続から早く切り離してやるのが良いという考えもあり、その上で、問題のある子どもにより多くの力をシフトしていくことが重要となる。今のところは、それでバランスが取れていると思う。

委員

少年事件の件数が減少してきているのはどのような理由からか。

説明者

子どもの人数が減少していることもあろう。ただ、その減少に見合うほど少年事件が減少している訳ではない。また、暗数まで踏まえると、必ずしも減少しているとは評価できないのではないかと疑問もある。

委員

子どもに限らず、万引きが広がっていると聞く。そのような話を聞くと、普通の子どもたちでも平気で万引きをするようになってきているのではないかと思う。

説明者

万引きされた店主をゲストスピーカーとして招き、話をしてもらうと、親子で万引きをした事例や、歳を取ってもずっと万引きし続ける人の話も聞く。子どもたちも、それを聞くことによって、今後、人生をどのように考えたら良いのかを考えるきっかけにな

ったりしているようである。

委員

被害者の視点も大事である。家庭裁判所も被害者の立場を考えつつ、そのことを少年たちにも伝えているのだ、というメッセージを伝えていくことが重要であると思う。

委員長

本日の御意見，御提言を参考として，今後も一層努力していくこととしたい。

(5) 次回のテーマについて

次回は「面接交渉（離婚などによって離れて暮らす親子の交流）」をテーマとしたい。

以 上